

第9回 長岡地域任意合併協議会

会 議 録

第9回長岡地域任意合併協議会会議録

1 会議を開催した日時及び場所

- ・日 時 平成15年10月7日(火) 午後3時から
- ・場 所 長岡グランドホテル

2 会議出席委員の氏名

森 民夫	久住 時男	馬場潤一郎	樋山 彖男
大野 勉	遠藤鐵四郎	長島 忠美	大橋 義治
二澤 和夫	山本 俊一	外山 康男	佐々木保男
熊倉 幸男	米持 昭次	坂牧宇一郎	長谷川 孝
小熊 正志	大地 正幸	伴内 勝栄	八木 庄英
平林 豊作	鈴木 正一	五十嵐亮一	今泉 實
石坂 敏雄	伊佐 文也	大桃 健三	小方 保
関 正史	高野 哲四	樋口 章一	野田 幹男
田村 巖	朝日 由香	村上 雅紀	若杉 リツ
佐藤 織江	北村 公	池田 守明	高森 精二
鍵水 義慎	小林 民雄	大矢 治雄	小池 進
高野 徳義	酒井 利幸	平野 保雄	池島 寛
中沢 清	豊口 協	鈴木 隆三	
			以上 51名

(欠席委員の氏名)

以上 0名

3 議題及び議事の要旨

別紙のとおり

事務局（北谷）

ただいまから第9回長岡地域任意合併協議会を開催させていただきます。

私、本日の進行を務めさせていただきます任意合併協議会事務局長の北谷でございます。

それでは、開会に際しまして森会長よりごあいさつを申し上げます。

会長（森 民夫）

大変お忙しいところ本日もお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。長岡地域任意合併協議会も当初は7月までという予定で進めておりましたが、それから一、二回の猶予をいただいたわけでございます。それぞれの市町村におきましては、合併の住民説明会などを予定している自治体もございまして、そろそろ取りまとめを図らねばならない時期に来ているわけでございます。まだ幾つか決まっていない項目もございまして、できる限り今日議論をして、決められるものは決めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

今日の議事次第を見ますと、今まで小委員会で議論を重ねていただきました新市将来構想が形となって出てきております。また、地域自治につきましても議論が進んできておまして、その協議もさせていただくことになっております。いずれも合併後の新市の姿と重要な方向を決める大事な項目でございますので、本日も忌憚のないご意見をお願いを申したいと思っております。

事務局（北谷）

ありがとうございました。

本日は委員全員のご出席をいただいておりますので、規約に基づきまして、会議が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の追加資料でお配りした資料のご確認をいただきたいと思っております。まず、差しかえ用の次第でございます。そして、A3判の長岡地域新市将来構想、同じくA3判の長岡地域任意合併協議会報告書をお配りしてございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、規定によりまして会長よりお願いいたします。

議長（森 民夫）

それでは、早速でございますが、これより議事に入りたいと思っております。

報告（1）、財政試算についてでございます。これにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大滝）

事務局の大滝と申します。座って説明させていただきます。

お手元に配付してございます資料の報告（1）、財政試算についてをお開きください。前回は、中間報告ということで事務事業の調整による影響額が入っていない形でお示しいたしました。今回は、それについての試算結果を加えて最終的なものとしたので、報告いたします。前回は、左側の2ページの前提条件と試算結果をお示しし、説明申し上げましたけれども、今回は右側3ページの合併に伴う財政影響額と中核市移行に伴う財政影響額もお示ししております。

まず、合併に伴う財政影響額を説明申し上げますと、まず主な削減経費として人件費、それから物件費の削減が見込まれます。

それから、2番目ですが、行政サービスの向上、住民負担の格差是正のための経費等でございますけれども、(2)、地方税の調整と(3)の県から移譲される町村の社会福祉関係経費につきましては、前回の中間報告の段階でも見込んで試算をしておりましたが、(1)の事務事業の制度調整分について今回加えたものでございます。これにつきましては、この協議会でもお示ししております17の制度調整を初めといたしまして、約1,200の事業について現段階での分科会の調整案に基づき試算をしたものでございます。

それから、3番目の合併市町村まちづくり事業経費でございますが、これは有利な起債であります合併特例債を使う事業で、建設事業であります(1)の合併まちづくり事業と(2)の合併市町村振興基金の二つがあります。中間報告の段階では、(1)の合併まちづくり事業につきましては上限額であります674億円の事業を実施することとして試算をいたしました。今回は先ほどの制度調整による経費の増額を織り込んだ中で、将来の財政負担を考慮いたしまして建設事業費の調整を行い、その85%の573億円で試算をいたしました。なお、このほか通常借り入れる起債につきましては2分の1の額に圧縮をし、有利な起債であります合併特例債に振りかえるという措置を行い、健全な財政運営を行うということに配慮をいたしております。

そのほか、4番目の合併直後の臨時的な財政支援ですが、地方交付税や国、県補助金の支援が見込まれるものでございます。

次に、中核市移行に伴う財政影響額ですが、地方交付税の増額と県支出金の減額、それから代表的な経費であります保健所の運営費を試算しております。

これらを見込みました試算の結果につきましては、左側2ページの下の方の表をごらんいただきますが、合併しない場合の収支見込額につきましては前回の中間報告時と同じですが、合併した場合の収支見込額は事務事業の調整額を見込んだことによりまして、中間報告のときよりも黒字額が少なくなりまして、合併20年目の平成36年度の累計案をごらんいただきますと28億円になっておりますが、中間報告ではここは70億円であったものですが、42億円少なくなっております。しかし、ごらんのとおり合併後20年間は黒字が確保されるというものでございます。

以上で財政試算の説明を終わります。

議長(森 民夫)

ありがとうございました。

ただいま説明がございました財政試算でございますが、これにつきまして何かご質問ございませんでしょうか。

発言する人なし

議長(森 民夫)

それでは、ご質問ございませんようですので、この財政試算の報告につきましては以上で終わりにいたしまして、次にいきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、次の議題に移ります。

（１）、新市将来構想についてでございます。これについての報告を小委員会の委員長、豊口委員からご説明いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

委員（豊口 協）

それでは、ご報告申し上げます。

第9回任意合併協議会新市将来構想策定小委員会の報告をさせていただきます。お手元の資料は後ほど事務局の方から詳しくご説明申し上げますが、当任意協議会からの委託を受けまして、新市将来構想策定小委員会ではこれまで13回の委員会を開いてまいりました。長岡地域の8市町村が合併した場合にどのようなまちづくりを目指すのか、そのためにはどういったことに取り組んでいったらよいのか、それらについて委員会メンバーが熱心に論議を交わしてまいりました。本日ここによりやく新市将来構想案をまとめさせていただくことができました。この将来構想案を作成するに当たりまして、以前にも申し上げますけれども、アンケート、さらにはワークショップ、このワークショップの場合には15回から16回、それぞれの七つのチームが時間をかけて議論をしてまいりました。実に大変なご努力をいただいていたわけであります。多くの方々のご協力をいただきまして、それから得られた住民の方々の心からの思いや考え方をベースにいたしまして、将来の長岡地域の姿を描いたものでございます。この将来構想は、行政だけの取り組みを申し上げているわけではなくて、新市民と行政がともに取り組んでいくことによって、新しい長岡地域を築いていきたいと思いますという内容になってございます。

この構想では、合併後の新市がどのような価値を持った市になるのか、あるいはどのような対外的なイメージを持った市になるのか、それを「新市地域らしさ価値」ということであらわしておりまして、四つの大きな柱にそれをまとめております。この新市地域らしさ価値は、地域の人々と行政がみずからの誇りとして持ちながらともに活動していくことで得ることができる価値、姿であると私たちは考えております。新市地域らしさの価値を高めていくために、まず各地域の資源を生かしたそれぞれの地域の活動の方針や項目をまとめておりまして、そこから連携して生まれる新市全体として取り組んでいく項目を挙げたことがこの構想の大きな特徴になっております。各地域がまずこの新しい市を構築するための先に存在するということとなります。

合併後の新市の可能性は無限大であると思っております。構想の段階には夢の形と題し、将来の新市において実現の可能性のある夢の一例を挙げております。新市民の未来に向けた夢のページとしてここに記載させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思っております。その果てしない夢を

持ち続け、歩いていきたいと考えておりました、これがその将来への第一歩のかぎになるということを中心から期待しているわけであります。長岡地域の8市町村が合併した暁には、この将来構想に基づいたまちづくりに真摯に取り組んでいくということによって、新長岡市は全国、世界に誇れる30万都市になることができると私たちは心から信じております。

詳細につきましては事務局から報告させていただきますけれども、小委員会全員のメンバー、今回のこの合併協議会の中でこういうお仕事に携わらせていただいたということをお心から誇りにしておりますし、また改めて心から感謝を申し上げる次第でございます。どうもありがとうございました。

事務局（竹見）

続きまして、事務局からご説明を申し上げます。失礼ながら座って説明させていただきます。

お手元の長岡地域新市将来構想をごらんください。「～人は財、いきいき都市・新ながおか～」ということで新市のスローガンでスタートをしております。印刷する際はA4判で製本をしたいと思っております。こちらの表紙が、右側の方が表紙になっておまして、左側が裏表紙ということでお考えいただければと思います。今回は、前回の第8回目の協議会の方で基本的な内容をご説明させていただきました。今回は、基本的な内容につきましてはほとんど変わっておりません。イラスト、写真、それからデザインを工夫しながらよりわかりやすくしております。

それでは、1ページ目をごらんください。1ページ目、2ページ目はオープニングということで、協議会会長のあいさつ、それから長岡地域任意合併協議会委員の皆様方の名簿、それから一番下の方に表紙、それから裏表紙のデザインのことをご説明しております。

続いて、3ページ目、4ページ目をごらんください。こちらは「まちづくりの足跡」ということで、長岡地域の歴史を歴史的な人物、あるいは歴史上の事例を中心に孫とおじいさんの会話という形でまとめております。各市町村の歴史的なお話がこちらの中に随所に入っております。6ページまで続きます。

6ページ目をめくっていただきますと、続いて目次と第1部が出てまいります。目次で第2部を少し変更しております。前回までは地域アンケート等の調査結果もこちらの第2部の中に入れておきますけれども、よりわかりやすくするためにその調査結果だけをまとめまして、第5部の次のエピローグの次の資料という形でまとめて掲載することにしました。第1部は、今まで検討されてきた将来構想の基本的な考え方をこちらでまとめております。

9ページ、10ページ目をごらんください。こちらは、合併とのかかわりから将来構想の役割をまとめております。10ページの上の方に三つの観点でポイントとして考え方をまとめております。

続いて、11ページ、12ページをごらんください。こちらは、将来構想策定における諸課題として三つ挙げております。こういった三つの観点、課題を解決の視点、それから方向性をこちらの方で示しておまして、12ページの右下の方に三つの形でまとめております。

続いて、13ページ、14ページをごらんください。こちらが左側が新市将来構想を組み立てる基本方針ということで、全体方針、それから調査の方針をまとめております。右側が長岡地域新市将来構想の策

定の流れということで、フロー図で上から時系列的にまとめてございます。

続きまして、15ページ、16ページ目でございますけれども、こちらが構想策定の参考にした部分で、少し専門的な部分も入っております。

16ページをおめくりください。続いて、コラムを挟みます。「人と人、人と社会のつながり」というコラムを挟みまして、第2部にまいります。第2部は、各種調査の結果を分析統合した過程をまとめております。

19ページをごらんください。こちらが「想いをまとめる5つの切り口」という形で整理しております、26ページまで地域から集まった多くの声を統合する過程を明確にしております。

26ページが「地域らしさ価値の具体化方針」をまとめているものでございます。26ページの右下の方に具体化の方針を四つ挙げまして、新市地域らしさ価値、いわゆるこの構想の柱を導いております。

26ページをおめくりください。コラム、「長岡大花火の歴史」を挟みまして、第3部、構想の核となる部分でございます。こちらは四つの新市地域らしさ価値、それから新市統合ビジョン、重点実現項目をこちらの方でまとめております。

29ページ、30ページをごらんください。写真を交えながら、少しイメージがわくようにまとめております。地域らしさ価値は36ページまで続きます。それぞれ1ページごとにまとめております。

それから、37ページ、38ページをごらんください。こちらが「新市統合ビジョン」ということで、「人は財、いきいき都市・新ながおか」が^{たから}生み出された過程をまとめております。

続いて、39、40ページです。こちらが新市地域らしさ価値を高める重点実現項目検討の視点ということでまとめております。

続きまして、41ページから48ページが重点実現項目の前回と写真をいろいろ交えながらイメージを膨らませております。48ページまで続きます。

48ページをおめくりいただきますと、コラム、「地域らしさの芽」ということで、他の地域の事例からコラムをこちらに二つの事例を紹介しております。

第4部が「私たちの望むまちと取り組み」ということで、こちらの各地域の地域資源の特色を生かして活動を継続していくときに、いつか達成できる地域の夢の姿、あるいは実現に向けた活動をまとめております。

51ページ、52ページをごらんください。左が検討全体の流れです。「地域の夢の検討手法と経過」ということで、それぞれの自治体の職員の方々からワークショップという形で検討をしてまいりました経過をまとめております。

続いて、53ページ、54ページをごらんください。こちらは長岡の「地域の夢」という形でご紹介しております。左の方に書いてございますように、各市町村の成り立ちや概要をこちらで紹介をしております。以下、整備、活動方針を地域らしさ価値ごとにまとめております。

続いて、58ページをごらんください。「もっと詳しく地域の力」ということで、各地域の資源を紹介

しているコーナーを設けました。より詳しく各市町村の力がわかりいただけるかなと思います。見附地域が59ページから62ページ紹介しております。続いて、栃尾地域が63から66ページです。中之島地域が67から70ページ、それから越路地域が71ページから74ページです。続いて、三島地域、75ページから78ページです。続きまして、山古志地域が79ページから82ページ、小国地域が83ページから86ページでございます。

86ページをおめくりいただきますと、「新市全体での取り組み」ということで各地域のこういった力を合わせることによって新市全体でこういった取り組みができるだろうということで、地域らしさ価値ごとにまとめております。前回と違うところは、右側の方に展開の例ということで一例を挙げておりますが、少し数の方もふやしております。それから、写真等も交えながらイメージが膨らむ形でまとめました。それが94ページまで続いております。

94ページをおめくりいただきますと、コラム、「21世紀型ビジネスの芽」を挟みます。そして、第5部に移ります。「まちづくりのこれからを考える」ということで、地方自治をめぐる社会状況や地方財政のそういった動向から市民と行政の基本理念について取りまとめております。こちらは、基本的な部分は変わっておりませんが、財政シミュレーションの部分、99ページですね、先ほどの説明にありましたようにこちらのグラフを変えております。

続いて、101ページ、102ページをごらんください。こちらは「夢のカタチ」ということで、先ほどの3章で説明いたしました四つの地域らしさ価値を各地域のさまざまな活動で高めていくことで、いつか達成できる可能性のある地域の姿やプロジェクトを一例としてご紹介しております。こちらもプロローグと同じように孫とおじいさんの会話で、よりイメージが高まるようにそれぞれのプロジェクトの一例を紹介しております。構想上のイメージがわいてくるかと考えております。106ページまで続きます。

続いて、107ページ、108ページをごらんください。こちらからは調査結果を一つにまとめております。こちらが新市将来構想の原点になる部分とお考えください。こちらが基礎になって構想が組み立てられてきたということで、地域アンケート調査、あるいはまちづくりワークショップという形で続いていまして、120ページまでまとめております。

それから、121ページから124ページが「地域の強みを考える」ということで、今回初めてご提示しますが、五つの地点で地勢とか人口、それから交通の要衝性、それから農業、それからものづくりの技術、それから自然、文化、伝統という形で、地域にはこういった強みがあるということでご紹介をしております。

最後のページになりますけども、125ページ、126ページですが、こちらがこの構想書が非常に多くの方々から参加していただいたということで、「たくさんの人たちの声や想いで、構想はつくられました」ということで、構想に協力していただいた方々をご紹介しております。

以上で説明の方は終了させていただきます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

この将来構想につきましては、小委員会を立ち上げまして集中的にご協議をいただいたわけですが、大変精力的にご検討いただいたようでございます。深く感謝を申し上げたいと思います。

今回提出いただきました将来構想の素案については、協議会として協議をして承認をすることとなっておりますので、早速でございますが、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思います。大変大部な資料でございますから、なかなか把握するのが大変かと思いますが、ただいまの説明がありましたこの新市将来構想につきましてご意見、あるいはご質問ございましたらば挙手をお願い申し上げたいと思います。

ご質問あるいはご意見ございませんでしょうか。じゃ、少し中を見ていただいた上で、今説明ページ数が多いんで、なかなか大変だったと思いますから、少しご自分のご興味のあるのを見ていただいた上でご質問、ご意見いただきたいと思います。……ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、特にないようでございますので、議題1の新市将来構想については協議会としてご承認いただくということにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、次に移りたいと思います。

議題(2)の地域自治についてでございます。これにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、議題の(2)、地域自治についてご説明をいたします。恐縮ですが、座って説明をいたします。

お手元に議題(2)、地域自治についてという資料1から4までつづったものがございますが、それをお出しください。これは、9月24日に8市町村の市町村長が集まりまして、地域自治研究会を開催したそのときの内容でございます。それでは、説明をいたします。

まず、1枚おめくりいただきまして、左肩に「資料1 各支所で行いたい地域固有業務一覧」というところをお開きください。これは前回の協議会の中で説明をさせていただいた部分ですが、個別の事業について基本的な考え方について前回の協議会でご説明をさせていただいたものを、それぞれの市町村から個別事業として提出をしていただき、それを現時点で事務局として整理をしたものでございます。

なお、整理の仕方でございますが、前回の基本的な考え方に基づいて整理をしたわけですが、それぞれの市町村から部分的に出てきていないもの、例えば福祉の欄をごらんいただきますと、敬老会という事業がそれぞれの市町村入ってきているわけですが、私どもいただいた段階では、例えばある市町村さんは敬老会という事業は出てきていなかったというような状況がございました。それらを事務局の方で

整理をかけたものがこの一覧表でございます。

左側にそれぞれの市町村名、それから表頭の方にいただいた事業を産業・観光、福祉、除雪・土木、コミュニティー・教育というようなジャンル分けで整理をしたものがこれでございます。まだ若干未整理のものもございますが、引き続き研究会の中で協議をしていく予定でございます。

資料1については、以上でございます。

続いて、1枚おめくりください。4ページでございます。左肩に「資料2 支所の組織図(案)」と入っているものでございます。今ほどご説明いたしました個別事業につきまして、イメージとして本庁と支所の関係でとらえるとどういう形になるかというのをお示ししたのがこれでございます。本庁の下にそれぞれの支所がございまして、それぞれ住民サービス部門と今ご説明いたしました地域固有業務を取り扱う地域振興部門、こういった部門が組織として起きてくるということでございます。

それから、その次、5ページでございますが、「資料3 地域委員会(仮称)について」でございます。ここでは地域委員会の役割を中心に研究会の中で議論をいたしております。まず、1番ですが、長岡市以外の旧市町村単位に地域委員会を設置する。ここについては、前回の協議会の中での説明をさせていただいたとおりでございます。

次、2番、任務でございますが、地域委員会の役割ということになりますが、地域委員会は次のことを行う。(1)でございますが、当該地域のまちづくりに係る提案を行う。これはそれぞれの地域のまちづくりに係る提案ですので、かなり広い範囲にわたるわけですが、諮問されたものを審議するということよりは、自発的に地域委員会の中でまちづくりに対しての提案を行政に出していくというイメージでございます。それから、(2)でございますが、ふるさと創生基金、これは仮称でございますが、これを活用したまちづくりの推進、これも前回の協議会で若干触れてございますが、いわゆる地域のまちづくりのための基金を創設しようという考え方が今ございます。その基金の活用の仕方、使い道について地域委員会の中でご協議をいただいて進めていただきたいという考え方でございます。それから、(3)でございますが、当該地域に係る各種計画策定・変更の協議でございます。各種計画策定・変更と申しますのは、さまざまあるわけでございますが、例えば今後法定協議会の中で策定される予定の建設計画、それから新しい市になった場合に策定される長期計画、これらのものの策定や変更についてかわっていただきたいという考え方でございます。それから、(4)番でございますが、当該地域に係る施策の協議ということですので、当然それぞれの地域においてさまざまな行政の施策があるわけでございますが、これらの施策についてご意見をいただくというような考え方でございます。それから、(5)番でございます。支所で行う地域固有業務の検討ですが、これは今ほど地域固有業務について個別の事業の説明をいたしました、この固有業務につきましては毎年度見直しを行う予定でございます。当然新たに地域固有業務として起きてくるものもございますし、もう全体としてやった方がいいというような考え方も出てくると思いますが、それらの検討も地域委員会でもしていただければどうかという案でございます。それから、(6)番につきましては、その他市長が認めるものとなっております

が、この先どういった役割が地域委員会の役割としてさらに出てくるかということもございますので、その他市長が認めるものという表現の中でうたわせていただいております。

それから、3番、委員でございます。委員の選任及び委員数は地域の実情に応じて定めるものとする。ここにつきましては、まだ実質的なご議論はいただいております。ただ、それぞれの地域によって実情はかなり違っているという状況がございますので、それぞれの地域の実情を尊重しようという考え方でございます。

4番、任期でございますが、委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。これは、通常審議会等の委員の任期は2年であるということを考え、1年では短い、通常の任期を2年にしようという考え方でございます。そして、同じ方がなれた方がやっていただく方がいい場合もございますので、再任は妨げないというような表現になっております。

それから、最後5番でございますが、設置期間でございます。地域委員会の設置期間は、合併の日からおおむね10年間とするということでございます。ここについては、研究会の中で若干議論がございまして、じゃ10年たった後どういう形にするかという議論が実はございました。それで、10年たった後は、その時点で再度この地域委員会を延長するのかどうかの議論をぜひしたいということで、ただ10年先の話ですので、今時点での表現としては合併の日からおおむね10年間とする方が妥当だろうという意見をいただいて、こういう形で整理をしております。

最後でございますが、6ページでございます。今までご説明させていただいたものをイメージ図としてあらわしますと、おおむねこういう形になるだろうということで、図としてまとめております。前回お示しさせていただいたイメージ図とほとんど変わっておりませんが、若干変わっておりますのは、前回のご意見の中で地域委員会で作る仕事がふるさと創生基金の果実運用のみで行われるかのような誤解を招くのではないかというご意見がありましたので、直接矢印が地域委員会のところにふるさと創生基金から行っていたわけですが、ここを取りまして、全体としての地域自治組織と本庁との関係の相互の関係の中でやりとりをするというイメージがわかるように矢印を整理いたしました。

なお、前回と変わっておりませんが、地域自治組織の支所の中で二つ目の丸ですが、権限としましては地域固有業務に係る予算要求権、予算執行権と事務執行権を有するというので今までどおり整理をしております。

地域自治については、以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

以上で説明は終わりましたので、皆さんからご意見をいただきたいと思います。どうぞ遠慮なく挙手をお願いしたいと思います。

どうぞ、小国町さん。

委員（野田幹男）

小国町の野田と申します。大分輪郭が見えてまいりましたけれども、我々小国町は地域自治に対する基本的な考え方として、法人格を有する地域自治組織を立ち上げてほしいと主張してまいりました。これは新市の議会と競合するようなものではないわけでありまして、これまで培われてきた地域の伝統文化、あるいは固有の業務等、町民の不安を払拭するためにも財源も含めた法的に担保してほしいというものでありまして、これを今日まで主張してまいりました。これは、ご承知のように国の第27次の間答申の折にも地方制度調査会の中ではっきりと出ております。本答申がどのようになってくるか、近い将来であろうと思いますけれども、それらの中の法人格を有するものにしてほしいということでありまして、ここに出てきたものは地域委員会、仮称ではありますけれども、皆さんが随分骨を折って輪郭をはっきりしてきたことは承知しておりますけれども、これらについてふるさと創生基金（仮称）の果実運用というのは、中身は40億であっても、果実運用の原資ということになりますと、私ははっきり申し上げて人口比から割ると微々たるものであるというふうに考えておるわけでありまして、我々が一番懸念するものは随分はっきりしてまいりましたし、地域のコミュニティー事業についてもそれぞれ取り上げていただいて配慮はしてあるわけでありまして、財源がどのように担保できるかなというこの1点だけがもう少し、我々が地域へ帰って町民を説得する中で若干の不安があると、こういうことですので、ご答弁いただければありがたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（森 民夫）

ただいまのご意見ですが、前回もご意見いただいておりますけれども、法人格がぜひ必要であるというふうにお考えになっている根本と申しますか、基本的な部分はどういう例えばご心配があって法人格というふうにおっしゃっているのか、少し伺えればと思うんですが、心のところですね。

委員（野田幹男）

ただいまも事務局から説明があったわけでありまして、この地域委員会の任務については（1）から（6）まであるわけですね。それで、推進する、協議する、検討するということではありますけれども、この辺に財源を含めた一抹のというのが。

議長（森 民夫）

わかりました。やっぱり不安があるということですね。

委員（野田幹男）

我々も町へ帰って説明責任がございますから。

議長（森 民夫）

それでは、この辺は24日も地域自治組織にその辺、法人格を持たせるかどうか、また市町村長でも議論をしまして、その時点では大方の意見としては、そこまでは要らないのではないかとというようなことが大勢を占めたんでございますが、この件につきましてはそもそも提案されたのが見附市さんのところでありましたので、ちょっとご意見伺いたいと思います。

委員（久住時男）

確かにポイントは多分小国の方も今おっしゃいましたけど、やっぱり財政的な面での担保できるかというところの心配ということなんだろうと、それでよろしいでございますか、整理をしますと。今回この支所というところ、ここに権限ということを明確に述べさせていただいていると思います。この中に予算要求権限、予算執行権限というのが明確に述べられておまして、この運用の仕方につきましてはどういうふうこれから法定協でも詳しくまたこのあたり整理をしていく形になろうかと思えますけれども、この権限は何かということで私なりに例えば想定します。これは、例えば要求権限、例えば今回いろいろなことの整理をされました。その地域の独特、また地域でやることが一番ふさわしい、そういうものについては要求権限はこの支所そのものにあるということで、そちらの方から初めの予算を請求されるというものは権限として認められているということです。それを長岡市長に対してこの支所からの請求という形にする。長岡の市長は、それを議会にかけるという責任と尊重するというのが今回明確になった。その市長と支所の間でもしも調整が必要だ、またはそれについては多分説明をつけて支所と話し合うというプロセスが当然必要になるかと思えます。その面では、支所にこの枠の中で今支所ごとにやられる業務については、その予算請求の根本の初めの段階は、その支所の方で委員会で決定をするという形で物事が進むのではないかというふうに思っています。そして、市長はそれを認めた限りは議会に対してそれを通すという責任というものを持ってもらう、そして議会の通ったものについてその執行権限はその支所そのものにあるということでございますので、もしも要するに法人格を持つという点はその点で心配であるということであれば、今このあたりのことを整理をして運用をつくる形である程度払拭できるような仕組みにはなったのではないかと私は思っております。

議長（森 民夫）

大野さん、いかがですか。済みません、急に振りまして。

委員（大野 勉）

見附の市長さんの言葉に尽きるわけでございますが、私も法人格を有するということを非常に懸念している一人でございます。こちらのイメージ図の中にありますように、私も発言の中で再三申し上げてきましたが、予算の要求権、そして執行権、これを担保していただければある程度地域自治は確保できるのではないかなと。そしてまた、先ほど多分こういう問題が提案されるだろうと、私先ほど8市町村の首長の中でお話、お願いをしたんですが、含み予算もある程度検討していただけないかと、各自治体によっては地域によってはいろんな問題がありますんで、含み予算もぜひひとつご検討いただきたいということは提案させていただきました。ですので、その辺は新市の市長さんの計らいの中できっとうまくいくのではないかなと、私はそう思っておりますので、ぜひひとつ法人格を有すると言わないで、自治権を担保の中でやっていただければありがたいなと、こう思っております。

議長（森 民夫）

何かほかにこの件でご意見等ございますでしょうか。

どうぞ。

委員（伴内勝栄）

お聞きするとうちの市長が答弁されるのかなと思って、ちょっと言いにくい面もあるわけですが、地域委員会の中での3番、委員の選任及び委員数は地域の実情に応じて定めるものとする、こうなっておりまして、地域自治のイメージ図を見ても具体的にだれがどこで委員を選ぶのかというのがちょっと明確でないですので、もうちょっと具体的に委員の選任方法をお聞かせいただければと、こう思うわけですが、ちょっと細かいので、それは後だよと言われるかもしれませんが、お願いします。

議長（森 民夫）

わかりました。それは、じゃちょっと少しお待ちいただけますか。今のご意見わかりましたので、今法人格について先にちょっと議論をしたいと思いますので、ほかに法人格について、大地さん、お願いします。

委員（大地正幸）

長岡の大地でございますが、自治組織、ご懸念されることは大変よくわかるわけでございますけれども、要はやはり地域の本当に必要なこと、そのことをどうしても必要であるというふうなことを自治組織を経由しながら全体の中で尊重していく、しかしやはり大きい市になったわけですから、すべてが通らなければいけないよというふうな形では、やはり偏った意見になるのではないのかなというふうに私は思います。したがって、地域の固有のものについてやはり全体として大事にしていくんだという形が十分確認され、尊重していくのであれば、あえて法人格を持たなきゃいけないよということにはならないのではないのかなと。そういう意味で、私はやはり法人格までは必要ないのではないかなというふうに思います。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

どうぞ。

委員（五十嵐亮一）

中之島の五十嵐ですが、先ほど大野町長さんの方から含み予算というお話がございましたが、私は決してそれに水差すわけではないんですけれども、含み予算ということになりますと、どうしても不明朗な点が出てくるんじゃないかなというふうに感ずるわけでありまして。したがって、そういうものは一切要らないと私は思っております。

以上です。

議長（森 民夫）

わかりました。ありがとうございました。

ほかにご意見ございませんでしょうか。……いずれにしましても、この地域自治の、今これはアウトラインがようやくできた段階で、じゃ予算要求権限とか予算執行権限をどういう仕組みで担保するかと

ということにつきましては、今後も法定協議会の中で当然議論を進めます。それから、今含み予算も議論が分かれましたが、そういうことまで含めてきちんと議論をして制度を固めることになると思いますので、その時点でまた今のご意見も取り入れながら、市町村長で研究会を進めながらきちんと固めていくということになります。その場合に、8名の市町村長の私も含めて一つの合意事項として、地域の自治で現在挙がっておりますのは本当に地域固有の業務として必要なものが挙がっておりますので、基本的にこういうものを担保することを尊重する方向で仕組みをつくるということで合意をしておりますので、そこは信用していただいて、任意の協議会の段階では法人格までは要らないのではないかという方向で整理をさせていただいて、今後具体的な中身を議論していく中でまた疑義があれば、その時点でまた議論をすることも当然あり得ると思っておりますけど、その中身を固めていて不安が払拭できるかどうかと見きわめながらひとつご判断いただければと思うのでございますが、いかがでございましょうか。

委員（野田幹男）

法人格というのが小国町1町だということになると、これ以上物を申し上げませんけれども、お互いにどこの市町村でもこの地域コミュニティー1から10まで全部と言っているんじゃないですけども、これはどうしてもという柱が何本かあるわけですね。こういうものをまた8市町村の市町村長間でそういうものはみんなお互いが尊重し合うという原点に立ってひとつ対応してもらわなければ。

議長（森 民夫）

その点についてはお約束いたしますので、信用していただきたいと思ひますし、今後きっちりと制度的な内容につきましては詰めることはお約束を申し上げたいと思ひます。

議長（森 民夫）

それでは、見附の議長さんからちょっとお話がございました地域審議会の今この表現では少しあいまいな点があるというご指摘であります。まず事務局の方からこの今表現になった経緯等についてちょっと説明いただけませんか。

事務局（高橋）

まず、3番の委員のところですけども、地域の実情に応じて定めるという部分がございまして。これは、まさに地域委員会ということ、それぞれの地域によって違うものを地域委員会でやっていこうという考え方に立っているわけですので、地域の実情に応じて定めると、ここは方向を8市町村の首長が参加しております研究会で確認をされております。

前段の方のご質問がありました委員の選任及び委員数、今選任の方法についてのご質問だったわけですが、ここににつきましては先ほども申したとおりこれから研究会の中でご議論をしていただく部分ということですので、まだ自主的な議論はされておられません。したがって、今時点ではまだ決まっていないということになります。

以上でございます。

議長（森 民夫）

要するにまだそこまで議論がっていないから決められなかったということでしょう、早く言えば。

事務局（高橋）

そうです。

議長（森 民夫）

そういうことですから、逆に言えばこれから幾らでも意見が言えるということでございますので、また例えば見附市さんの市長さんと議長さんの方でよくその辺を話して、何人ぐらいでどういう構成かというようなことを前向きなご提案をいただければ、今の段階ではまだ何でも入るような形でございますので、そういう方向でひとつお願いできればと思います。

地域自治につきまして、ほかに何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

委員（村上雅紀）

見附の村上と申します。ここに各支所で行いたい地域固有業務一覧というのが出ているんですけども、当然長岡市にも地域固有業務というのはあると思うんですけども、その扱いが例えば本庁が長岡地域固有業務を発信しているのに各市に伝わらないというものが今後存在をし得るような気がしてならないんですけども、例えば長岡も支所をつくるという形ならわかるんですけども、その辺はどういうふうなお考えでございましょうか。

議長（森 民夫）

これはちょっと私からお答えしておきますが、確かにおっしゃるように長岡固有のサービスもあるように思います。ただ、事務方の基本的な意識としては、長岡のサービスを基本にして組み立てるという意識が非常に強かったんで、こういう形になったと思うんですが、これについては長岡市として支所を置く必要があるかどうかについてももう少し議論をして、必要があれば置いてもいいんじゃないかと私は思っておりますが、これはちょっと事務方と相談しないで事務方怒っているかもしれないけれども、ただ住民サービス部門が長岡市の場合はもう幾つもあるもんですから、支所が。それと混同しちゃいけないとかといういろんな多分理由があったんじゃないかと思うんだけど、おっしゃるとおり地域固有のサービスは長岡にもあるような気がするんだ、私自身も。だから、そこをどう調整するかについては、これは一つの今日の段階の結論でありますけれども、引き続き協議させてどういう形がいいのかということをもう少し詰めさせていただこうかと思っております。ご了承いただきたいと思います。市長が言っていますので、間違いありません。

委員（村上雅紀）

ということは、長岡市固有業務というのは……

議長（森 民夫）

だから、長岡市の固有業務もあるんじゃないかと市長が思いますので、そういう組織を何らか要るんじゃないかなと思いますが、ただ住民サービス部門についていえば、今現在長岡市の中に幾つか支所があるもんですから、長岡支所としてまとめられるかどうかというテクニク的な問題もちょっとあるん

です。だから、どういう形が一番いいかについては少し協議をさせていただきたいと。だから、おっしゃるとおり長岡の固有サービスを担保するにはどういうふうにしたらいいかという観点できちんと整理をしたいと思います。

ほかにございせんか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それじゃ、ないようでございますので、地域自治につきましてはこの程度にとどめまして、引き続きまして地域自治研究会で議論をしていく中でもっと詳細に詰めてまいりたいと思います。

地域自治につきましては以上で終わります、次にまいりたいと思います。（３）、合併に関する基本的事項についてでございます。これにつきまして、まず議員の定数及び任期の取り扱いについて議論が残っているわけでございますが、これは７月に開催した第７回の協議会で協議をしたわけでございます。その時点では、法定定数４６人、在任特例１５７人、定数特例５１人と、それぞれの意見が出されましたが、結論は出ず、継続協議となっております。その後、議員の特例につきましては８市町村の議会合併連絡会、あるいはそれぞれの議会でもご議論されているとお聞きしておりますので、まずこの議員の特例につきまして議題にのせたいと思います。

それで、その後選挙のあった自治体もございまして、それぞれの議会の現在の状況についてお聞かせ願えればというふうに思います。

順番は長岡からですか。それでは、長岡からちょっと状況をご説明いただければと思います。

委員（大地正幸）

それでは、長岡の議会の状況についてご説明いたします。

議員の身分につきましては、大変案件としては重い案件でございます。したがって、私どもは慎重に協議をまいりました。具体的には、９月３日の任意合併協議会以降９月５日に私どもの議会で構成しております合併調査研究委員会を開催しました。それから、９月８日には８市町村の議会の合併の連絡会がございました。それを踏まえまして、９月１２日に私ども議員全員の議員協議会を開催いたしまして、この議員の身分について協議いたしました。そして、９月の２４日までに各６会派でございますが、各６会派でそれぞれの結論を持って、そして９月２４日に合併の調査研究委員会を開催いたしますので、そこで報告していただきたい、こういうふうにして、各クラブで論議を重ねていただきました。その結果、各会派からの意見をまとめますと、１会派を除きましては結論といたしまして、定数特例をお願いしたいという結論に至りました。それについては、財政問題、それから住民の皆さん方の合意が得られるであろうか、それから１５７人になる議会の議会運営がうまく機能するだろうか、その他もろもろのご意見がございました。その結果、定数特例ということ私どもの議会としては選択させていただきました。

以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

それでは、見附市さんお願いいたします。

委員（伴内勝栄）

ちょっと何か違う意見を言うようで恐縮ですけれども、そもそも今日のこの協議会の中で議員の身分については一言も協議、報告をしますよというものがないにもかかわらず、いきなり今ここで言われる、しかも長岡市さんはもう原稿を用意しておいでになる。何かこの辺ちょっとおかしいのではないかというような感じを持っておりますけれども、見附市の場合のことを簡単に申し上げます。

見附市の場合は、第7回の任意協議会、たしか9月だったと思いますが、そこでは議事録に見附市の発言は載っておるといいます。それ以降考え方は変わっておりません。そこで、具体的にというよりも簡潔に申し上げますが、見附市の場合は合併調査特別委員会の正式な委員会の会議で記名による20名の議員から、定数特例あるいは在任特例、議員の報酬等々についてアンケートをとりまして、それをもとに先般ご報告を申し上げたとおりでございますので、結論的には在任特例が90%以上というような形になっておりますことをつけ加えておきます。

以上です。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

栃尾市さんはいかがでしょうか。

委員（平林豊作）

栃尾市の平林です。栃尾市は一貫して在任を唱えてきました。それで、7月18日のとき4点のなぜ必要かということ、1点は合併の真の目的は8市町村の力を結集して中越地区にすばらしい30万都市をつくるということ、2番目には周辺地域の意見を反映させることが重要ということ、3番目に緩やかな合併で不安を解消、4番目には編入合併であっても対等な関係が基本ということ、それで地域自治が担保されれば議員数は少なくともよいという意見がありますが、地域自治と議会制民主主義の理念に基づく議会とは本質的に異なるもので、議員は合併後調整する事項の方向、地域自治が軌道に乗るか、あるいはまた7市町村が重要としていたことに予算が果たしてつくかどうか、新長岡市のやり方を見守っていく責任があります。また、周辺地域の住民の声を新市に伝えるということも重要であると思います。それから、前にも私言ったとき1票の格差の問題、これが出ましたけど、合併の不安を解消してスムーズな合併を進めるために合併特例法があります。在任特例は、特例法で認められた制度であるということ。1票の格差ということも大事であります、それよりも合併される側の住民の安心感を優先したい。合併した当初2年間だけでもそれを法律で認めている範囲であると思います。緩やかな合併、地域格差、吸収される不安解消の手だてというものを考えれば、1票の格差は2年間ほど程度であれば問題は私はないと思うんです。

以上です。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

次に、中之島町さんお願いをいたします。

委員（今泉 實）

それでは、中之島の状況を申し上げます。

先般9月の18日の日、合併調査特別委員会を開催いたしまして、以前に申し上げておきました議員の大方の皆さんが4月ごろの統一選挙の当時は、編入という合併の枠組みの方向で定数という意向が強かったのでありますけれども、その後5回をそのことで慎重に審議を重ねてまいったところでございます。そこで、今申し上げた18日の日、今までの経過を踏まえてその継続審議となっていた議員の身分について慎重な討論、審査をいたしました結果、市町村の合併に関する法律、特例法ですね、第7条に基づく在任特例を求めることで大半の意見が占めたので、その方針を決定いたしまして、そのことに今後進めて主張してまいりたいと、こういう我が町の結果でございます。簡単にその発言、あるいは理由等を申し上げますと、合併方式は既に編入合併で協議会で合意を受けているわけでございます。したがって、自主的な市町村の合併を推進するためには、その合併の効果がより一層に確実に発揮されることが必要であろうと。これから新市将来構想の中で、しかも建設計画により適切に実行できるようにするためには、合併後も引き続き議員であることを一定期間保障することにより、その意見を新市建設計画の実施に反映されることが必要であり、建設計画の円滑な実施が行われ、それぞれの地域住民が安心して生活を送ることができ、自立的な自治体が確立することを望み、在任特例を選択し、合併が緩やかに進展することを見届ける必要があると、こういうことで総括的な理由をまとめさせていただいたと、こういうことであります。

以上であります。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

それでは、続きまして越路町さんお願いいたします。

委員（石坂敏雄）

それでは、越路町の現在の状況を申し上げますが、ご存じのように8月に議員の改選がございまして、5名の新人が加わったわけでございますが、それで9月の26日に地方分権推進等調査特別委員会を委員長のもとで開きまして、そこでいろいろの意見を出していただく中でまとめた結果を申し上げますが、一部の方から在任特例はいかがなものだろうかという声もございましたけれども、結論からいいますと、今まで申し上げてきたように在任特例では住民感情として許しがたいものもあるし、それからこの地域自治の中で地域の問題点を解決するために取り組むという考え方の中で、今までどおり定数特例で進むべきであるという結論に至りましたことを報告申し上げます。

以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

三島町さんはいかがでございますでしょうか。

委員（大桃健三）

三島町でございます。8月に選挙がございまして、ただいま越路町さんの方から報告ございましたように内容的にはほとんど同じ状態でございますが、9月22日、今回新人が2名当選されましたので、特別委員会を開催いたしました。そして、議員の身分についていろいろ審議した結果、新人の2人の方はもう既に立候補する時点で私どもは定数特例を望んでおると、そのことについて住民に対しても説明もし、公約もしてきたというようなことで、三島町としましては従来どおり定数特例をとということで進めたいと思っております。合併の原点、基本に返れば当然のことだなど、私どもはそう考えている次第でございます。

以上であります。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

山古志村さんはいかがでしょうか。

委員（関 正史）

山古志の関でございます。山古志でも全員の特別委員会の中でこのことについては何回か審議してきたわけですが、そんな中で個々の意見もお聞きした中で、数的には定数特例が多かったです。在任を求める声もありましたし、初めから新設定数特例を言うている編入の中では考えられないというような意見もありまして、どちらとも判断を出さない議員もありました。そんな中で、定数特例が多かったんでありますが、議長の力不足ということで議会としての統一見解までまとめることが今の時点ではできませんでした。そんなところでございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

最後に、小国町さんいかがでしょうか。

委員（野田幹男）

それでは、小国町の状況について申し上げます。

第8回の任意協議会が9月の3日でしたか、あったわけですが、9月の11日に議会の特別委員会をやりました。それで、現在までの任意協の状況、あるいは小委員会、8市町村の連絡協、これらの概要を説明しながら当然議員の身分に対する問題も提起をいたしました。地域自治の問題も議案にいたしました。そういう中で、やはり地域自治がしっかりしないとということで両論ございました。両論ございましたが、まだ決まってはおりません。決まっておられませんけれども、明日は小国町は議会の全員

協議会でありますし、9日が議会の最終日でありまして、10日の日特別委員会を開く日程になっております。そこで、今日のやはり小委員会も終結したわけでありまして。それから、任意協議会も今日をもって終わる予定、今日の状況も話ししながら、恐らく近々中に議会としての身分については結論が出せるものであろうということでありまして、9月11日の特別委員会の中では、一番大きなウエートを持ったのがやはり住民投票条例、この状況について原案につきまして議会としていろいろな議論をいたしました。そういうものもありますから、なかなか11月30日住民投票という今の時点では、既に日程も衆議院選挙の絡みはありますけれども、まずこれは本決まりでありますので、これらを含めた中で総合的な判断をしなきゃならんというのが今日の状況であるということを申し上げておきます。

以上であります。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

それぞれの議会の現在の現段階での見解をお聞きしたわけでございますが、いずれにしてもまだ両論があるようでございます。この件につきまして、他の委員の皆様からのご意見も拝聴したいと思います。ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員（豊口 協）

13回の小委員会やってまいりました。多数の市民の方々のご意見を拝聴してまいりました。本当に心から新しい市の誕生を期待している市民ばかりでございます。自分たちの時間を使って何回も何回もお互いに来て、そして将来の夢を語ってきた仲間たちでございます。その人たちが期待しているのは、この合併というのは何を目的として合併しようとしているのか、目的意識は市民の中にははっきりしております。その目的に対して手段をどうするか、明快に簡潔に手段を選ぶのが私は今回のこのプロジェクトの基本だろーと思います。そういうことをぜひとも議論の中に入れていただいて、将来の本当に市民と一体となった新市がスタートすることをお互いに手と手を取り合って、将来を展望しながら第一歩が歩めるような明快な結論をぜひとも私は市民の前に出していただきたいというのが、私の一市民としてのお願いでございます。恐らくこの私たちが今日提案いたしました案につきまして、その市民の思いが、願いが込められていると私は思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（森 民夫）

ほかにご意見ございませんでしょうか。難しい問題であるのは事実でございますけれども、大変重要な問題でございますから、ぜひご意見拝聴したいと思います。いかがでございましょうか。

小熊さん、お願いいたします。

委員（小熊正志）

小熊でございます。8市町村の議会合併連絡会の座長の立場で発言をさせていただきたいと思っております。

先月もこの問題に関して連絡会で自主的な議論をさせていただきました。そして、今月11日も引き続いて協議をする予定になっております。今お聞きいただいたとおり議論が分かれてございます。しかし、この問題は今豊口さんもおっしゃったようにまさに将来の長岡を決める大事な問題でございますので、ぎりぎりまで協議を尽くしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（森 民夫）

今8市町村の議会の合併連絡会の方で11日でございますから、4日後でございますか、引き続き協議をする予定になっているという発言がございました。もちろんこの問題は議員の皆さんだけで決められる問題ではないわけですが、ただやはり議員の皆さんでもぎりぎりに協議をしたいということであれば、その経過も見守る必要があるように思います。ご承知のように今全く半々で割れている状態でございますので、もう少し議論を尽くさないと結論は出せないのではないかという気がいたしております。そこで、私としては議員の特例につきましては大変重要な事項であると考えますので、本日は継続協議事項として整理をさせていただいた上で、この任意協議会一たん本日で一つの締めくくりを迎えますが、なお協議会は解散せずに、今後必要があれば状況を見まして再度開くことも含めて考えたいと思っておりますので、その辺のことは会長に一任させていただければと思いますが、いかがでございましょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、任意協議会は一たん締めくくりますが、解散せずにそのまま組織としては継続するという事にさせていただきたいと思っております。

それでは、次に同じく継続協議となっております農業委員の特例についてを協議をしたいと思っております。農業委員会で会長懇談会を設置して協議を進めてきたと聞いておりますが、本日はその会長懇談会を代表して長岡市農業委員会長の松川さんからおいでいただいておりますので、協議の状況についてご説明をお願いしたいと思います。

長岡市農業委員会長（松川武司）

私、長岡市農業委員会の松川と申します。8市町村農業委員会会長懇談会での協議内容を代表いたしまして申し上げたいと思っております。

農業委員会では、任意合併協議会が発足後、新市における農業委員会のあり方について任意協議会から意見を求められた場合のことを考えまして、会長懇談会を設置し、農業委員の定数と任期について統一した結論を出したいと考えて、検討、協議を重ねてまいりました。農業委員会は一つとするか、また二つとするかに意見が分かれた結果となっておりますのでございます。お手元にお配りしてあります資料をごらんいただきながらお聞きいただきたいと、こんなふうに思う次第でございます。

それでは、ご意見が分かれている理由を説明いたします。まず1に、一農業委員会を主張している市町村の理由から説明いたします。二つ以上の農業委員会を置いた場合、異なった考え方等が出ることも

考えられ、そしてその合併による経費削減や合理化なども考慮をすると、農業委員会設置の原則である一市一農業委員会とすべきであると主張しているものであります。そして、委員の任期と定数であります。任期は合併特例法を適用して長岡市の委員の残任期間、平成17年7月19日までとし、その間の選挙委員数は長岡市の従前の委員28人と7市町村の40人の計68人とするものであります。なお、7月20日以降は一般選挙を行い、定数を40人以内とするというものであります。

次に、二つ以上の農業委員会の設置を主張している地区の理由を説明いたします。一つの農業委員会では委員数が少なく、合併による広域化に伴い1人の農業委員が担当する区域が広くなり、法令業務や農政活動について地域に密着した取り組みができなくなる可能性が高いと考えられます。そのため、農業委員活動に支障を来さないようにするために二つ以上の農業委員会の設置を希望するものであります。その場合の委員の任期と定数であります。任期は合併特例法を適用して合併後1年を超えない期間在任し、選挙委員の定数は各委員会ごとに80人を超えない範囲で定めたいとするものであります。そして、その後それぞれの委員会で委員の定数基準により定めた委員数とするものであります。

以上、検討内容であります。今後も必要に応じまして懇談会を開催し、選挙区制の設置や選挙委員定数及び補助員制度等についても議論が必要となってくるのではないかと考えておるところでございます。

これで私からの説明を終わらせていただきます。以上でございますが、よろしくお願いいたします。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。ただいまご説明があったわけでございます。本来この問題は任意協議会で決めておくべきものだと思いますが、議員や農業委員の身分につきましては今後も懇談会を開催して継続して協議するとのことですので、これにつきましては継続協議事項として整理してはどうかと考えます。

また、あと一つ残っております地域審議会の内容につきましても、現在地域自治研究会で議論しておりますので、継続協議事項として整理したいと思いますが、何かご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、そのように整理させていただきます。

以上で本日の議事は終了したわけでございます。

次に、4のその他でございますが、長岡地域任意合併協議会報告書についてでございます。これについて事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

お手元にお配りしてありますA3で横長の右上にタイトルが長岡地域任意合併協議会報告書とあるものをお出しください。これは、今まで1月からの協議会の中でご議論をいただいた内容、そしてその結

果、それから住民の方にその内容をお示ししたいという考えでまとめたものでございますので、いわゆる合併についての基本的な考え方についてもあわせてこの中に入れております。今日の協議会の内容を受けて若干文言の整理をこれからいたしますが、今の予定では大体今月の17日くらいをめどにそれぞれの市町村さんにお渡しをしたいと考えているものでございます。なお、8市町村の全世帯にお配りしたいというふうに考えているものでございます。

基本的には、今まで協議した内容ですので、個別にはご説明いたしません、先ほど地域自治の関係で少しお話が出ておりますので、恐縮でございますが、7ページ、8ページ、右下に8ページと書いてあるところをお出してください。左側の方に長岡方式の地域自治と書いてあるページでございますが、ここではどういった理由で長岡方式の地域自治の検討が始まったかということが左側の方に書いてございます。それから、前回の協議会の中で委員さんの方から、いわゆる地域固有業務だけしかそれぞれの支所に残らないのではないかとというようなご発言もありましたので、住民の方にわかりやすくお示するため右のページをつくったものでございます。右のページの上の方が現在のそれぞれの市町村の市役所、それから役場で行っているいわゆるサービスがあるわけでございます。これらが合併するとどうなるかということを下の方に支所（合併後）ということで表現してございますが、住民サービス部門では今までそれぞれの市町村でやっていただいた窓口サービスが住民サービス部門として残るという考え方でございます。なお、そのほかに右側の方に地域振興部門というのがございますが、ここはそれぞれの市町村がそれぞれの特徴を持って力を入れてやっていただいたものが地域振興部門として残るということでございます。これらを説明資料としまして全世帯の方にお配りしたいという考え方でございます。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。この報告書につきまして何かご質問ございますでしょうか。17日に各市町村に届くということですか。その後は各市町村ごとで配付するという……

事務局（高橋）

それぞれの市町村によりましてそれぞれの住民の方にお配りするやり方が違ってまいりますので、私どもの方からは17日をめどにそれぞれの市町村のご指定の場所にお送りさせていただいて、その後はそれぞれの市町村さんのご判断で住民説明なり全世帯に配布なりしていただくという考え方でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

何かほかに質問ございますでしょうか。

委員（小林民雄）

全体ということでよろしいですか。

議長（森 民夫）

はい、どうぞ。

委員（小林民雄）

越路町の小林でございます。新市の将来構想の100ページなんですけど、市民と行政の基本的なあり方ということで、理念ということで図が載っております、すばらしい将来構想なんですけども、それで行政もすばらしい行政を実施していただけたらと思うんですけど、市民と行政が円が二つありましてこうなっているよりも、むしろ市民が大きな円の中に行政が入っているという方が、オーナーであるという市民を中心にしてこれからのすばらしい市ができ上がってくるということを願いを込めて、私だけならいいんですけども、そうしていただければはっきりするんじゃないかなと思ひまして、ご意見申し上げました。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。どうですか、事務方の方向かご意見ございますか。

事務局（高橋）

ご趣旨に沿うようなわかりやすい形に訂正をしたいと思っております。

議長（森 民夫）

お任せいただけますか。ご趣旨に沿うそうでございます。

委員（小林民雄）

はい。

議長（森 民夫）

ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

よろしゅうございますか。

それでは、本日の議事の方はすべて終了いたしました。

事務局からその他として何か連絡事項がございましたらお願いします。

事務局（高橋）

それでは、連絡をさせていただきます。

まず、本協議会終了後の予定でございますが、この後8市町村の市町村長さんにつきましては、この場所にそのまま残っていただいて写真撮影を行います。その際は、ほかの委員さんは恐縮でございますが、写真撮影に邪魔にならない形で席を立っていただきたいと思っております。

それから、それが終わりましたから次に記者会見を行います。会場は隣になりますが、同じ悠久の間というところになります。ここでは8市町村の市町村長さんと議長さんからそろっていただいて記者会見を始めたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

以上でございます。

議長（森 民夫）

お弁当の説明はあるの。

事務局（高橋）

ただいまから、今日最後の協議会ですので、皆様方の方にお弁当を配らせていただきます。これは、今日この場で食べていただくということではなくて、お持ち帰りいただくような形になりますが、実は最後ですので、8市町村が合併した場合にどんないいことができるか、いろんなことができるわけですが、例えばこんなこともできるのではないかとということでお弁当を用意させていただきました。

どうぞ出していただいて、中にメニューが入っておりますので、ごらんいただきたいと思いますが、8市町村の持ってありますそれぞれの食材を使いましてこのお弁当はつくっております。それぞれの市町村さんのお名前が何を使ったかということが入っておりますが、見附市さんであればコンニャクというようなところに線が引っ張ってあると思いますが、米であれば越路町さんということですし、三島町さんのみそを使って魚を焼いたりしているというようなことがおわかりいただけるかと思っております。8市町村がこれからも合併に向かって一体となって進んでもらいたいという事務局の気持ちがこもっておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

議長（森 民夫）

では、以上をもちまして本日の会議の閉会とさせていただきます。

（散会 午後4時30分）